

官報

号外

昭和二十九年五月二十四日

第十九回 参議院會議錄第五十号

昭和二十九年五月二十四日(月曜)午前
十時四十五分開議

議事日程 第五十号

昭和二十九年五月二十四日

午前十時開議

- 第一 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
- 第二 日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 李承晩ライン撤廃等に関する請願
- 第七 日本近海のオットセイ猟獲事業許可に関する請願
- 第八 北海道釧路漁港築設工事促進に関する請願

- 第九 北海道釧路港の第一種漁港指定等に関する請願
- 第一〇 北海道釧路港の第三種漁港指定等に関する請願
- 第一 漁港修築費予算増額に関する請願
- 第二 漁港修築費予算増額に関する請願
- 第三 千葉県東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する請願
- 第四 駐留米軍実弾射撃演習による損害補償の請願
- 第五 沈没徴用かつお、まぐろ漁船の船主に漁業の免許等の請願
- 第六 東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する請願
- 第七 下関漁港修築費全額国庫負担に関する請願
- 第八 高知県の魚礁設置費国庫助成に関する請願
- 第九 南千島及び根室近海における漁業の安全操業に関する請願
- 第二〇 太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願(二件)

- 第二一 駐留軍演習による漁業特別損失補償の請願
- 第二二 静岡県野川汚水毒物放流防止等に関する請願
- 第二三 漁港修築費予算増額等に関する陳情
- 第二四 李承晩ラインによる漁船損害補償等の陳情(三件)
- 第二五 兵庫県釜口漁港修築に関する陳情
- 第二六 茨城県日立港修築工事促進に関する陳情
- 第二七 山口県萩港修築費予算増額に関する陳情
- 第二八 指定中型まき網漁業の大型漁業転換に関する陳情
- 第二九 長崎県豆蔵漁港に米軍LST利用施設設置の陳情
- 第三〇 宮崎県都農漁港修築工事継続等に関する陳情
- 第三一 千葉県東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する陳情
- 第三二 陸奥湾内の魚礁設置費国庫補助に関する陳情
- 第三三 漁業協同組合育成強化等に関する陳情
- 第三四 漁業生産力増強等に関する陳情

- 第三五 東京内湾のヒトデ被害対策に関する陳情
- 第三六 漁業災害補償法制定に関する陳情
- 第三七 水産資源保護法の拡充等に関する陳情
- 第三八 水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

小笠原三男君
天田 勝正君
田畑 金光君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

阿貝根 登君
田畑 金光君
天田 勝正君

同日本院は、国会の会期を五月三十一日まで九日間延長することを議決し、即日その旨衆議院及び内閣へ通知した。

同日衆議院から、同院は第十九回国会の会期を五月二十三日から五月三十一日まで九日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

証券取引法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

航空技術審議会設置法案
航空技術審議会設置法案

調達庁設置法等の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

同日議長は左の内閣提出案を厚生委員会に付託した。

水道法案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を厚生委員会に付託した。

水道法案(只野直三郎君提出)

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

地方財政法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

同日委員長から左の報告書を出した。

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

郵政委員会請願審査報告書第三号同特別報告第三号

水産委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

水産委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号及び第二号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を厚生委員会に付託した。

水道法案(只野直三郎君提出)

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

地方財政法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

同日委員長から左の報告書を出した。

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

郵政委員会請願審査報告書第三号同特別報告第三号

水産委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

水産委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号及び第二号

昭和二十九年五月二十四日 参議院會議録第五十号 會議 議事日程追加の件 国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(米価審議会委員) 参議院 一〇八二

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
外務省関係法律の整理に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案
へき地教育振興法案

文化財保護法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
法務省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
外務省関係法律の整理に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案
へき地教育振興法案

文化財保護法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
法務省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
外務省関係法律の整理に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案
へき地教育振興法案

文化財保護法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
法務省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
外務省関係法律の整理に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案
へき地教育振興法案

文化財保護法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
法務省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めめるの件

久町の地域給に関する陳情外五十六件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
同日内閣から、左記の者を米価審議会委員に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により国会の議決を求める旨の要求書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、日本国に鉄道経営委員会委員に阿部善造君、工藤義男君、佐藤喜一郎君及び佐々木義彦君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同議院は、日本国に鉄道経営委員会委員に阿部善造君、工藤義男君、佐藤喜一郎君及び佐々木義彦君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、同議院は、中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

電気通信委員 山田 節男君
同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 堀 末治君(堀末治君の補欠)
小林 武治君(館野二君の補欠)

同日衆議院議長から左の議案を提出した。
よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

厚生委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第二号
同日議員から左の質問主意書を提出した。
保安隊演習地に関する質問主意書(成瀬隆治君提出)
一昨二十一日委員長から左の報告書を出した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

助君、網島正興君、松山義雄君、本院議員堀原茂雄君を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。
七君が米価審議会委員に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず、委員長の報告を求めます。運輸委員長前田穰君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十九年五月十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律(昭和二十九年五月二十四日 参議院會議録第五十号)

十七年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国との平和条約の効力発生並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律

第一条の見出し中「合衆国軍隊」を「合衆国軍隊等」に改め、同条第一項中「合衆国軍隊(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一條の規定に基き日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。以下同じ。)」の下に「及び国際連合の軍隊(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一條に規定する国際連合の軍隊をいう。以下同じ。)」を加える。

第一条第二項中「合衆国軍隊」の下に「及び国際連合の軍隊を加える。」
第二条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律
本則中「船長」の下に「及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第四條第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される船舶の船長」を加える。

第三條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律

本則第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定(以下単に「行政協定」という。第二條)の下に「又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国際連合協定」という。第五條)を、」
「合衆国軍隊の下に「又は国際連合の軍隊」を加える。

本則第二項中「公の目的で運航される航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者」を「公の目的で運航される航空機及び国際連合協定第四條第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者」に改める。

附 則
1 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の効力発生の日から施行する。

2 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の署名の日又はその後六箇月以内に同協定の当事者となる政府に係るものについては、同協定第二十一條4及び第二十二條4において同協定が及ぼされないこととなる場合を除き、この法律第三條の規定は昭和二十七年七月十五日から、その他の規定は昭和二十七年四月二十八日から適用する。

〔前田穰君登壇、拍手〕

○前田穰君 只今上程になりました日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が、日本国内にある国際連合の軍隊に關し、日米安全保障条約により日本国内に駐留するアメリカ合衆国の軍隊に關して与えてゐる待遇と同程度の待遇を与えることを原則としており、この原則に基きまして、国際連合の軍隊に關する道路運送法、道路運送車両法、水先法及び航空法の適用につき、アメリカ合衆国の軍隊に關し定められてゐる右法律の特例と同様の特例を認めることとし、所要の改正措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、質疑において、航空法の特例の法律中第六章、即ち航空機の運航に關する規定を政令で定めるものを除いて適用を除外しておはりますが、「その政令で定めるものと

は如何なるものか」との質問に対し、政府委員より、「航空交通管制に關する規定を予定してゐる」との答弁でございまして。なお、「現在この航空交通管制業務は、全面的に合衆国に委任してゐる状態であるから、政府としては可及的速かにこれが移管を受けるよう管制要員の養成に努力してゐる」とのことでありました。又、この法律の適用期日について若干質疑がなされましたが、詳細は委員会會議録により御承知願ひます。

以上で質疑を終り、直ちに討論に入りましたところ、格別発言もなく、結いて採決に入りましたところ、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第三、裁判所法の一部を改正する法律案
日程第四、民事訴訟法等の一部を改正する法律案
日程第五、民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱す者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長郡祐一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

裁判所法の一部を改正する法律案

前条ニ於テ準用スル第三百七十
条ノ規定ニ依ル裁判長ノ職權ハ
原裁判所ノ裁判長ニ行フ
第三百九十八条 上告状ニ上告ノ
理由ヲ記載セザルトキハ最高裁
判所規則ノ定ムル期間内ニ上告
理由書ヲ原裁判所ニ提出スルコ
トヲ要ス
上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ
定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スル
コトヲ要ス
第三百九十九条 左ノ各号ニ該當
スルコト明ナル場合ニ於テハ原
裁判所ハ決定ヲ以テ上告ヲ却下
スルコトヲ要ス
一 上告が不適法ニシテ其ノ欠
缺が補正スルコト能ハザルモ
ノナルトキ
二 前条第一項ノ規定ニ違背シ
上告理由書ヲ提出セズ又ハ上
告ノ理由ハ記載方同条第二項
ノ規定ニ違背スルコトキ
三 上告が法令ノ違背ヲ理由ト
スルモノニ非ザルトキ又ハ判
決ニ影響ヲ及ボサザルコト明
ナル法令ノ違背ヲ理由トスル
モノナルトキ
前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告
ヲ為スコトヲ得
第三百九十九条ノ次に次の二条
を加ふる
第三百九十九条ノ二 原裁判所ハ
上告状却下ノ命令又ハ上告却下
ノ決定アリタル場合ヲ除クノ外
事件ヲ上告裁判所ニ送付スルコ
トヲ要ス
第三百九十九条ノ三 第三百九十
九条第一項各号ノ場合ニ於テハ
上告裁判所ハ口頭弁論ヲ經ズシ
テ判決ヲ以テ上告ヲ却下スルコ
トヲ得
第四百九条を次のように改め
る。
第四百九条 削除
第四百九条ノ二中「其ノ判決ニ

於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ
憲法ニ適合スルヤ否ニ付為シタル
判断ノ不当ナルコトヲ理由トスル
トキニ限り」を「其ノ判決ニ憲法ノ
解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ
違背アルコトヲ理由トスルコトキ
限り」に改め、同条に次の一項を
加ふる。
仮差押又ハ仮処分ニ関シ高等裁
判所ガ第二審若クハ第一審トシ
テ為シタル終局判決又ハ地方裁
判所ガ第二審トシテ為シタル終
局判決ニ對シテハ其ノ判決ニ憲
法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲
法ノ違背アルコトヲ理由トスル
トキニ限り最高裁判所ニ特ニ上
告ヲ為スコトヲ得
第四百九条ノ三「但シ」の下に
「前条第一項ノ上告ニ付テハ」を加
ふる。
第四百九条ノ四から第四百九条
ノ六までを削る。
第四百九条を次のように改め
る。
第四百九条 抗告裁判所ノ決定
ニ對シテハ其ノ決定ニ憲法ノ解
釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違
背アルコト又ハ決定ニ影響ヲ及
ボスコト明ナル法令ノ違背アル
コトヲ理由トスルコトキニ限り更
ニ抗告ヲ為スコトヲ得
第四百九条第一項中「抗告ハ」
を「抗告(第四百九条ノ三ノ抗告ヲ除
ク)ハ」に改める。
第四百九条ノ二第一項中「其
ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又
ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付
原裁判所ガ為シタル判断ノ不当ナ
ルコトヲ理由トスルコトキニ限り」
を「其ノ裁判ニ憲法ノ解釈ノ誤ア
ルコト其ノ他憲法ノ違背アルコ
トヲ理由トスルコトキニ限り」に改め
る。
第四百九条ノ三「第四百九
条ノ二」の下に「第一項」を加ふる。
第四百九条第一項中「適法

ナル異議ノ申立又ハ」並びに同条
第二項中「異議若クハ」及び「申立
若クハ」を削る。
第五百条第一項中「第四百九条
ノ二」上告ノ提起アルトキ又ハ再
審ヲ求ムル申立アルトキハ」を「第
四百九条ノ二」上告ノ提起アリタ
ル場合又ハ再審ヲ求ムル申立アリ
タル場合ニ於テ不服ノ理由トシテ
主張シタル事情が法律上理由アリ
ト見ユ且事實上ノ点ニ付疎明アリ
タルトキハ」に改め、同条に次の
一項を加ふる。
第一項ノ裁判ハ第四百九条ノ二
ノ上告ノ提起アリタル場合ニ於
テ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル
トキハ原裁判所之ヲ為ス
第五百一条から第五百十二条ま
でを次のように改める。
第五百一条乃至第五百十條 削除
第五百十一条 仮執行ノ宣言ヲ付
シタル判決ニ對シ上告ヲ提起シ
タル場合ニ於テ其執行ニ因リ債
權ノ損害ハザル損害ヲ生ズ可キ
コトヲ疎明シタルトキハ裁判所
ハ申立ニ因リ保証ヲ立シメ又ハ
ハ保証ヲ立シシメズシテ強制執
行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ
又ハ保証ヲ立シシメテ其為シタ
ル強制執行ヲ取消ス可キヲ命ズ
ルコトヲ得
右裁判ニ付テハ第五百条第三項
及ビ第四百九条ノ規定ヲ準用ス
第五百十二条 仮執行ノ宣言ヲ付
シタル判決ニ對シ控訴ヲ提起シ
タルトキ又ハ仮執行ノ宣言ヲ付
シタル支払命令ニ對シ異議ヲ申
立テタルトキハ裁判所ハ申立ニ
因リ保証ヲ立シシメ又ハ保証ヲ
立シシメズシテ強制執行ヲ一時
停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証
ヲ立シシメテ強制執行ヲ為ス可
キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立シシ
メテ其為シタル強制執行ヲ取消
ス可キヲ命ズルコトヲ得

右裁判ニ付テハ第五百条第二項
及ビ第三項ノ規定ヲ準用ス
第六百七十七條第二項中「第
百四十二条乃至第四百七十七條」
を「第四百四十二条、第四百四十
三條、第四百四十六條及ビ第四百四
十七條」に改める。
第二条 非訟事件手続法(明治三十
一年法律第十四号)の一部を次の
ように改正する。
第十条中「期日、期日を調査、
期日、期間、裁判に改め、「民事
訴訟法ノ規定ハ」の下に「本法ニ別
段ノ定アル場合ヲ除ク外」を加え
る。
第十七條第二項及ビ第三項を削
る。
第十八條を次のように改める。
第十八條 削除
第三十一條第三項中「第五百条」
を「第四百八十八條第二項」に改め
る。
第三条 私的独占の禁止及び公正取
引の確保に關する法律(昭和二十
二年法律第五十四号)の一部を次
のようニ改正する。
第八十八條を次のように改め
る。
第八十八條 削除
第四條 中小企業等協同組合法(昭
和二十四年法律第八十一号)の一
部を次のようニ改正する。
第八十八條中、「第七十七條から
第八十三條まで及び第八十八條」
を「及び第七十七條から第八十三
條まで」に改める。
附則
1 この法律は、昭和二十九年六月
一日から施行する。
2 この附則で、「新法」とは、この
法律による改正後の民事訴訟法を
いい、「旧法」とは、従前の民事訴
訟法をいう。
3 新法は、この附則に別段の定が

ある場合を除いては、この法律の
施行前に生じた事項にも適用す
る。但し、旧法によつて生じた効
力を妨げない。
4 この法律の施行前に、高等裁判
所の第二審又は第一審の口頭弁論
が終結した事件、地方裁判所の第
二審の口頭弁論が終結した事件及
び簡易裁判所の判決又は地方裁判
所の第一審の判決に對して上告を
する權利を留保して控訴をしない
旨の合意をした事件については、
新法第三百九十三條第三項、第三
百九十四條、第三百九十七條から
第三百九十九條ノ三まで及び第四
百九十九條ノ二第二項の規定並び
に私的独占の禁止及び公正取引の確保
に關する法律第八十八條及び中小
企業等協同組合法第八十八條の改正
規定にかかわらず、なお従前の例
による。
5 この法律の施行前に、高等裁判
所の第二審又は第一審の口頭弁論
が終結した事件及び地方裁判所の
第一審の判決に對して上告をする
權利を留保して控訴をしない旨の
合意をした事件については、なお
最高裁判所における民事上告事件
の審判の特例に關する法律(昭和
二十五年法律第三十八号)の例
による。
6 この法律の施行前に高等裁判所
が上告審としてした終局判決につ
いては、新法第四百九条ノ三にお
いて適用する新法第三百九十七條
から第三百九十九條ノ三までの規
定にかかわらず、なお従前の例に
よる。
7 この法律の施行前にした上告裁
判所の判決については、なお旧法
第四百九条ノ四から第四百九条ノ
六まで及び第四百九十八條の規定
による。
8 この法律の施行前にした抗告裁
判所の決定については、新法第四百
十三條、第四百十四條但書におい

こととなつておりますので、これに備へる善後措置及び近年逐次増加した最高裁判所の民事上告事件の審理促進を図るため、差当り民事訴訟法の中で、最高裁判所の負担の調整に関連ある規定に改正を加へんとするものであります。その改正の要点は、政府原案においては次に述べる四点であります。先ず第一は、上告手続の合理化を図つたことでありまして、現行民事訴訟法第三百九十四条は、「上告ハ判決ハ法令ニ違背シタルコトヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ為スコトヲ得」と規定して、原判決の法令違背一般を上告理由としているのに対し、改正案は、原判決の憲法違背及び判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違背を上告理由とする

ことに改めると共に、上告に関する適法要件を原裁判所に審査させ、上告が適法要件を欠く場合には、原裁判所においてこれを却下することができるとするものであります。即ち、前に述べた特例法においては、最高裁判所は、上告理由のすべてについて調査をする必要はなく、上告理由中、原判決の憲法違反、判例抵触及び法令の解釈に關する重要な主張を含むものだけに對して調査し判断すれば足りるものとされておりますが、改正案においては、かような上告制限を維持することとを避け、憲法以外の法令違背についての上告理由を、刑事訴訟法における控訴理由と同様、判決に影響を及ぼすことが明らかなるものだけに限定したのであります。又上告期間経過後にされた上告や、上告理由書が所定の期間内に提出されない上告等のほか、上告理由書が提出されても、単に原判決の事実誤認のみを主張して、法令の違背を全く指摘しないもの、又は法令の違背を主張していても、単純な訓示規定の違背等、原判決の結論に全然影響のない法令の違背を出張しているものについては、原裁判所においてこれを却下することができるとしたのであります。

改正点の第三は、仮執行宣言付判決に對する上告提起の場合における執行停止の要件を加重したことであり、即ち仮執行の宣言を附した判決に對し、上告の提起があつた場合において強制執行の一時停止等を命ずることができないのは、執行により償ふことがあつたときに限ることとし、特別上告又は再審の訴えの提起があつた場合において強制執行の一時停止等を命ずることができないのは、不服の理由として主張した事情が法律上理由があると見え、且つ事実上の点につき確明があつたときに限ることとしたのであります。改正点の第四は、調査及び判決の方式等の合理化を図つたことであり、これは調査及び判決の方式等を合理化して、裁判所の事務をできる限り近代化することにより、最高裁判所を含む各級裁判所の裁判官等の事務処理上の能率の向上を図らうとするものであつて、口頭弁論調査その他の調査は、期日における審判に關する重要な事項を記載するものとし、又判決は本文のほか事実及び争点並びに理由を明らかにしなければならぬものとし、その方式等については最高裁判所規則の定めるところに委ねることとしたのであります。この法律案は、なお非訟事件手続法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律及び中小企業等協同組合法の一部改正をも含んでおりますが、これらはいずれも以上に述べた民事訴訟法の改正の趣旨に關つて、關係規定に所要の整理を加えようとするものであります。

委員会におきましては、十二回に亘つて審査し、参考人より本法案についての意見を聴取し、引續いて当局に質疑を重ねて参りましたが、その間衆議院においては、右政府原案に重要な修正を加えて議決の上、本院に送付して参つたのであります。その修正点を要約しますと、先ず、政府原案の改正要點の第一である上告手続の合理化については、上告に關する適法要件を原裁判所において審査させる範圍につき、これを上告が不適法であつて、その欠缺が補正できないものであるとき及び所定の期間内に上告理由書が提出されないか、又は上告の理由の記載が所定の方式に違背するときに限ることとし、上告が法令の違背を理由とするものでない場合、又は判決に影響を及ぼさないことが明らかである法令の違背を理由とする場合にも、原裁判所において決定を以て上告を却下することを要するとなす政府原案第三百九十九条第一項第三号を削除したのであります。

次に、政府原案改正要點の第四である調査及び判決の方式等の改正については、政府原案の殆んど全部を削除し、僅かに担保不供の原告の審判及びこれに準ずる場合についての改正を残したのみであります。この修正は、調査及び判決の重要性に鑑み、国会の立法権と最高裁判所の規則制定権との關連において慎重に検討すべき事柄として、いずれもこれらの問題を他日民事訴訟法の全面的改正の際に關する趣旨に出でたるものと解されるのであります。なお、裁判所法の一部を改正する法律案の原案修正に關連して、本法案中、訴訟物の価額の算定につき、価額を算定できないときは、その価額を二十万円を超過するものとみなす旨の改正原案が、十万円を超過するものとみなす旨と修正せられたこと、並びに調査及び裁判の方式等の改正点の削除、修正に關連して、非訟事件手続法の一部改正中、關係部分の削除、修正せられたのであります。

委員会におきましては、各委員より終始熱心なる質疑がなされましたが、その重要なものは、右に述べました政府原案の修正部分に關するものでありまして、いずれも衆議院において修正せられた結果、送付案におきましては、これらの問題点は解消せられたのであります。その部分につきましては、その詳細を會議録に載せることといたし、その余の部分及び全般的の問題として取上げられた質疑中、主要なものを挙げますと、前に掲げた特例法を恒久化することの可否、右特例法と改正案との上告理由の相違及び上告に關する適法要件を原裁判所において審査することによる最高裁判所の負担軽減の見通し等についてであります。これが、これに對して、特例法を恒久化するとは裁判所の機構改革と切離してなされるべきでない、特例法においては上告理由について法令解釈の統一といふことが上告の使命とされたものであるが、改正案は、具體的事件の正しい解決を通じて法令解釈の統一を図ることを上告の使命とする現行法の建前に立戻つたものである。又、上告に關する適法要件を原裁判所において審査する改正規定の結果は、修正によつても、なお却下される事件の割合は、上告事件全体の三〇%内外になる見込である旨の答弁がありました。

かくて質疑を終了して討論に入りまして、上原委員より「本法案についてはその審査の段階において論議された幾多の疑点について、衆議院の修正によりその大部分が解決されたので、今後最高裁判所の機構の問題等については引續き検討を要するが、民事上告特例法の失効に對する当然の措置として本案に賛成する旨、亀田委員より「本案には賛成ではあるが、政府原案が修正可決される結果、残される問題、即ち上告事件処理及び裁判所の機構については、引續き小委員会を設ける等、適當な方法により善後措置を望む旨、羽仁委員より「最高裁判所の使命について國民の期待するところ極めて大であるから、基本的人權の尊重を十分考慮に入れることを要望して賛成する旨、梶見委員よりは「立憲制度の下、憲法の解釈の確定の必要は絶対的なものであるから、最高裁判所の機構を検討する場合に、この点を慎重に考慮されるよう希望して賛成する旨の各発言があり、討論終結の上、採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決しました。

次に民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案につき申し上げます。民事訴訟用印紙法は、昭和二十三年七月に改正され、その後重要な改正は行われないうちに今日に至つてゐるのであります。その間物価は上昇し、前回の改正の場合にも、當時の物価事情の下において、その改正が控へ目に行われたのであります。現行の印紙額の算定基準は小刻みに過ぎ、又印紙の額も余りに低廉でありますので、現在の實情に即応するように、現行の印紙額の算定基準及び印紙の額に適當な改正を加えようとするものであります。

本法案の改正の要點を申し上げますと、第一は、訴状に貼用すべき印紙の額は訴額に応じて定めることになつておるのであります。現行制度を廢して、訴額一万円までの訴訟物につきましては、印紙の額は一律に百円とし、又訴額が一万円を超えるものについて、現行法が超過額千円ごとに一定額を加算することとしてゐるのを改め、一万円ごとに一定額を加算することとしております。第二は、非財産權上の請求にかかる訴状に貼用すべき印紙の額につき、現行法が訴額を三万一

昭和二十九年五月二十四日 参議院會議録第五十号 李承晚ライン撤廃等に関する請願外三十二件

千円とみなして定めることになつております。これを、訴額を五万円とみなすことに改められた。第三は、現行法は期日指定等の申立、その他申出、申請につきましても、訴額又は請求額五千元を限りとして貼用印紙額に差等を設けておりますが、この限を十万円に引上げることにより、印紙の額についてそれと増額することゝいたしましたのであります。なお、本法の改正に伴い、これと関連する下に商事非訟事件印紙法及び民事調停法につきましても所要の改正を加えております。なお、衆議院におきましては政府原案につき修正を行ひ、その主なる点は、訴状以外の各種申請、申立の貼用印紙の額につき、簡易裁判所の事務管轄の修正に伴い、それと引下げること及び端数整理の処置等をおきましたのであります。

委員会におきましては、熱心に質疑が行われ、貼用印紙額引上の根拠等につき有益な審議がなされましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了して討論に入り、上原、亀田、羽仁、楠見の各委員よりそれぞれ賛成の旨の発言がありました。かくて採決に入りましたところ、全会一致で可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致で可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第六より第二十二までの請願及び日程第二十三より第三十八までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

【異議なしと叫ぶ者あり】

【森崎隆吉登壇、拍手】

○議長(河井彌八郎) 只今議題となりました請願十八件、陳情十八件に關しまして水産委員会における審議について、その経過並びに結果を御報告申し上げます。五月二十一日、関係政府委員を招致いたしました審査をいたしましたのであります。が、請願千八百八号、千三百十五号、千三百二十八号、千三百三十二号並びに陳情四十一号、七十九号、百三十三号、二百二十五号、三百五十四号、四百三十四号、以上の各号は、いずれも漁港修築に關するものであります。次に、請願二百六十九号、陳情六十八号、二百三十三号、二百五十三号の四件は、いわゆる李承晚ラインによる漁船損害補償等に關するものであります。次に、請願千三百六十四号、千七百十四号、陳情四百三十六号、六百四十六号は、東京内海の「ひとで」被害対策に關するものであります。次に、請願三百四十七号の日本近海の「おつとせ」漁獲事業許可に關する請願、千五百四十六号の駐留米軍実弾射撃演習による損害補償の請願、千五百九十八号の沈没徴用「かつお」、「まぐろ」漁船の船主に漁業免許等の請願、千六百六十三号の高知県の魚礁設置費国庫助成に關する請願、千七百七十一号の南千島及び根室近海における漁業の安全操業に關する請願、千二百四十八号、二千三百九十号の太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願、千四百七十号の駐留軍演習による漁業特別損失補償の請願、千六百三十三号の静岡県狩野川汚水汚物放流防止等に關する請願、陳情二

百八十号の指定中型まき網漁業の大型漁業転換に關する陳情、五百二十一号の陸奥湾内の魚礁設置費国庫補助に關する陳情、五百七十五号の漁業協同組合育成強化等に關する陳情、六百四号の漁業生産力増強等に關する陳情、以上の各件は、願意いづれも妥当として、これを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。次に、陳情九十九号漁業災害補償法制定に關する陳情、三百六十二号の水産資源保護法の拡充等に關する陳情、三百六十三号の水質保護と産業排水等に關する法律制定の陳情、以上三件も同様これを採択し、議院の會議に付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、日程第三十六乃至第三十八の陳情のほかに内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致で可決いたしました。日程第三十六乃至第三十八の陳情のほかに内閣に送付することに決定いたしました。決定次第公報を以て御通知いたします。本日は、これにて散會いたします。午前十一時十六分散會

○本日の會議に付した事件
一、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に關する件(米価審議会委員)
一、日程第一 参議院事務局職員定員規程の一部改正に關する件
一、日程第二 日本国との平和条約

の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に關する法律等の一部を改正する法律案
一、日程第三 裁判所法の一部を改正する法律案
一、日程第四 民事訴訟法等の一部を改正する法律案
一、日程第五 民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案
一、日程第六乃至第二十二の請願
一、日程第二十三乃至第三十八の陳情

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八郎
副議長 重宗 雄三郎

議員
佐藤 尚武君 北 勝太郎君
片桐 眞吉君 楠見 義男君
奥 むねお君 石黒 忠篤君
飯島 連次郎君 山川 良一君
森 八三三君 森田 義衛君
宮城 タマヨ君 三浦 辰雄君
前田 穰君 後藤 文夫君
早川 慎一君 野田 俊作君
西田 隆男君 中山 福藏君
常岡 一郎君 田村 文吉君
館 哲二君 高橋 道男君
高木 正夫君 新谷 寅三郎君
白井 勇君 横川 信夫君
安井 謙君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 高野 一夫君
西川 弥平治君 石井 桂君
井上 清一君 関根 久藏君
川口 爲之助君 吉田 萬次君
酒井 利雄君 佐藤 清一郎君
鈴木 幸弘君 森田 豊壽君
谷口 弥三郎君 長谷山 行毅君
宮田 重文君 田中 啓一君
大矢 半次郎君 石川 榮一君
石原 幹市郎君 植竹 春彦君
松岡 平市君 大谷 肇君
團 伊能君 一松 政二君

西郷吉之助君 中川 幸平君
左藤 義詮君 寺尾 豊君
中川 以良君 山縣 勝男君
吉野 信次君 小淵 彬君
古池 信三君 伊能 次郎君
藤原 亨君 横山 フク君
藤政 康徳君 木内 四郎君
重政 康徳君 雨森 常夫君
石村 幸作君 青山 正一君
秋山 俊一郎君 上原 正吉君
那 祐一君 山本 米治君
小野 義夫君 平井 太郎君
池田 有樹門君 島津 忠彦君
湯山 勇君 大和 與一君
黒川 武雄君 草葉 隆圓君
岩沢 忠彦君 石坂 豊一君
秋山 長造君 内村 清次君
大倉 精一君 阿具 根 登君
岡 三郎君 河合 義一君
近藤 信一君 龜田 得治君
小林 亦治君 久保 等君
堂森 芳夫君 高田 金光君
安部 キミ子君 矢嶋 三義君
森田 進君 戸叶 武君
吉田 法晴君 藤原 道子君
小笠原 三男君 三橋 八太郎君
羽生 三三君 三木 治朗君
市川 房枝君 木島 虎藏君
白川 一雄君 野本 品吉君
三浦 義男君 松浦 清一君
赤松 常子君 八木 秀次君
加藤 シヅエ君 紅澤 愛一君
千田 正君 上條 愛一君
棚橋 小虎君 若米 地義三君
松原 一彦君 羽仁 五郎君

國務大臣
運輸大臣 石井 光次郎君
法務大臣 三浦 實之助君
農林政務次官 平野 三郎君

参議院會議録第四十九号正誤

頁 段 行 誤 正
二六二 改 加え

定価 一部 十五円
發行所 東京市東區市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三六 官報課
振替東京一九〇〇〇